

男女共同参画に関する活動団体の登録等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現のために高槻市内で活動している団体の登録等に対して必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 前条の登録（以下「登録」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が10人以上であること。
- (2) 代表者が高槻市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していること。
- (3) 構成員の半数以上が高槻市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していること。
- (4) 団体として、男女共同参画に関する学習や活動を継続的に行っていること。
- (5) 団体の活動が、営利、宗教又は政治活動を主たる目的としないこと。

2 前項の規定を満たす団体であっても、構成員等に暴力団員又は暴力団密接関係者が含まれる団体については、登録を承認しないものとする。

3 団体の役員が暴力団関係者である旨の情報を得たとき、その他必要な場合においては、当該団体に役員名簿の提出を求めるものとする。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画に関する活動団体登録申請書（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 団体の名称、所在地及び連絡先
- (3) 代表者の氏名、住所、連絡先並びに勤務先又は学校名
- (4) 担当者の氏名及び連絡先
- (5) 団体の構成員
- (6) 活動の目的、活動内容及び活動状況

添付書類
団体の規約又はそれに準ずるもの
活動内容が確認できる活動計画書（様式第2号）
代表者の住所又は勤務先若しくは学校名が確認できるもの

2 登録の申請は、随時行うことができる。

(登録の承認等)

第4条 市長は、第3条の申請があったときは、登録の適否を審査し、承認することと決定したときは、その結果を申請者に通知する。（様式第3号）

- 2 前項の審査の結果、登録を承認する団体（以下「登録団体」という。）に対して登録証を発行する。（様式第4号）
- 3 第1項の規定による審査の結果、承認しないことと決定したときは、理由を付して申請団体等に書面で通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、当該登録の通知をした日の属する年度の翌年5月31日までとする。

（登録内容の変更）

第6条 第4条の規定により登録された内容に変更が生じたときは、速やかに男女共同参画に関する活動団体変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

（活動報告書等の提出）

第7条 登録団体は、当該年度における活動終了後速やかに活動報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（登録の取消）

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定による登録要件を満たさない事由が発生したとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録団体の構成員に暴力団関係者が含まれていることが判明したとき。
- (4) 第2条第3項に規定する役員名簿の提出を拒否したとき。
- (5) 登録団体が活動を停止し又は解散したとき。
- (6) 男女共同参画に関する活動団体取消申請書（様式第7号）の届出があったとき。
- (7) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、男女共同参画に関する活動団体取消通知書（様式第8号）により速やかに通知するものとする。

（支援措置）

第9条 市長は、登録団体に対し必要な支援を行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

2 改正後の高槻市立女性センター利用者団体登録要綱の規定は、平成12年4月21日以後に登録の審査を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（全部改正）

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付した登録証の有効期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定により提出されている申請書等は、新要綱の規定により提出された申請書とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月24日から施行する。